

## 公表

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその命令を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第 1 項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

### （解説）

1. 本条第 1 項は、正当な理由なく命令に従わないときは、その事実を公表することができることを規定したものである。
2. 本条第 2 項は、公表については、公表行為の本人に与える社会的な影響・人権に配慮して、磐田市行政手続条例第 2 条第 5 号に規定する不利益処分に対応するものとし、弁明の機会の付与を義務付けている。
3. 本条第 3 項は、本条第 2 項による弁明があったときは、本条第 1 項による公表の際にその弁明の内容を公表することを義務付けている。
4. 公表は、磐田市公告式条例（平成 17 年磐田市条例 3 号）第 2 条第 2 項に定める掲示板への掲示その他市長が適当と認める方法（ホームページ等）により行うものとする。
5. 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 事実及び命令内容
  - (3) その他市長が必要があると認める事項